

3 補助制度

前項2に該当する耐震診断が義務化となる建築物については、下記の補助制度が適用できます

【耐震診断に対する補助制度】

①市町村が補助制度を整備していない場合（国単独の補助）

国 補助金 1/3	事業者 2/3
-----------------	------------

②市町村が補助制度を整備している場合（国・県・市町村の補助）

国 交付金 1/3	国 補助金 1/6	県及び市町村 補助金 1/2
-----------------	-----------------	----------------------

【耐震改修に対する補助制度】

国 補助金 11.5%	事業者 88.5%
-------------------	--------------

- ※ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物が補助の対象となります。
- ※ 補助制度を適用する場合は、事前に対象建築物の確認・補助申請が必要です。
- ※ その他詳細な事項については、市町村耐震担当窓口又は、奈良県建築課建築審査係までお問い合わせください TEL:0742-27-7561

4 改正法の説明会が開催されます

改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令の説明会（建築物所有者対象）

- 【対象者】 建築物所有者
- 【日時】 平成26年1月28日（火） 15:15～16:45
- 【場所】 大阪市天王寺区上本町8-2-6 大阪国際交流センター
- 【参考URL】 <https://www.koshukai.jp/seinoukyo/201310/taisin-3.html>

※ 上記説明会については、各自でお申込みをお願いします。

奈良県住宅・建築物
耐震化促進協議会

No.16 平成25(2013)年11月発行

ニュースレター

建築物の耐震改修の促進に関する法律 が改正されました

- 病院、店舗、旅館等の大規模建築物の耐震診断が義務化
- 補助制度が拡充されました



発行日：平成25(2013)年11月

奈良県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL:0742-27-7561
FAX:0742-27-7790

1 改正の概要

背景

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割(平成17年:75%)にする目標(「地震防災戦略」(中央防災会議決定(H17)))の達成には、耐震化を一層促進することが必要。(現行の耐震基準は昭和56年6月に導入)
- ◆ 南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視。(南海トラフの巨大地震の被害想定(H24.8内閣府):建物被害約94~240万棟、死者数約3~32万人)

建築物の耐震化を加速するため、施策の強化は喫緊の課題

改正案の概要

■ 建築物の耐震化の促進のための規制強化

耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等

平成27年末まで



(現行制度)

耐震診断結果に基づく耐震改修の促進

耐震改修の指示(従わない場合にはその旨の公表)



倒壊等の危険性が高い場合

建築基準法による改修命令等

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地方公共団体が指定する期限まで



都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物



(※)東日本大震災後のA市役所の損壊状況

全ての建築物の耐震化の促進

○マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

■ 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工種の拡大及び容積率、建ぺい率の特例措置の創設。

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行うとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

【新たに認定対象となる増築工事の例】



2 耐震診断が義務化となる建築物の規模・用途一覧

耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物